

社会福祉法人制度改革の 実施状況について

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の主な内容

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金の福祉サービスを提供することを責務として規定
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

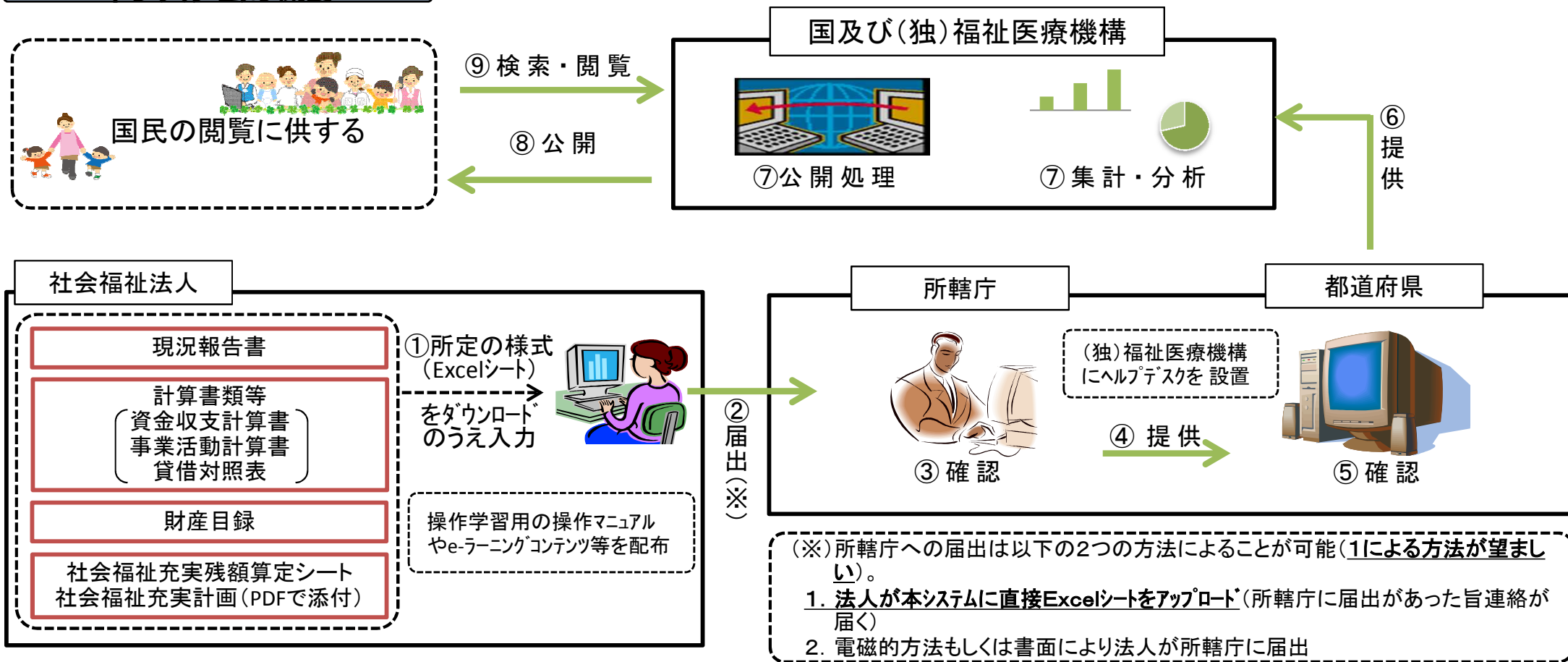
- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについて

本システムを導入する趣旨

- 『規制改革実施計画』(平成26年6月24日閣議決定) や『社会保障審議会福祉部会報告書』(平成27年2月12日)において、社会福祉法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められている。
- 改正社会福祉法において、厚生労働大臣が社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図り、国民にインターネット等を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を実施すると定めるとともに、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムを構築
- 平成29年6月より本格稼働

本システムの概要

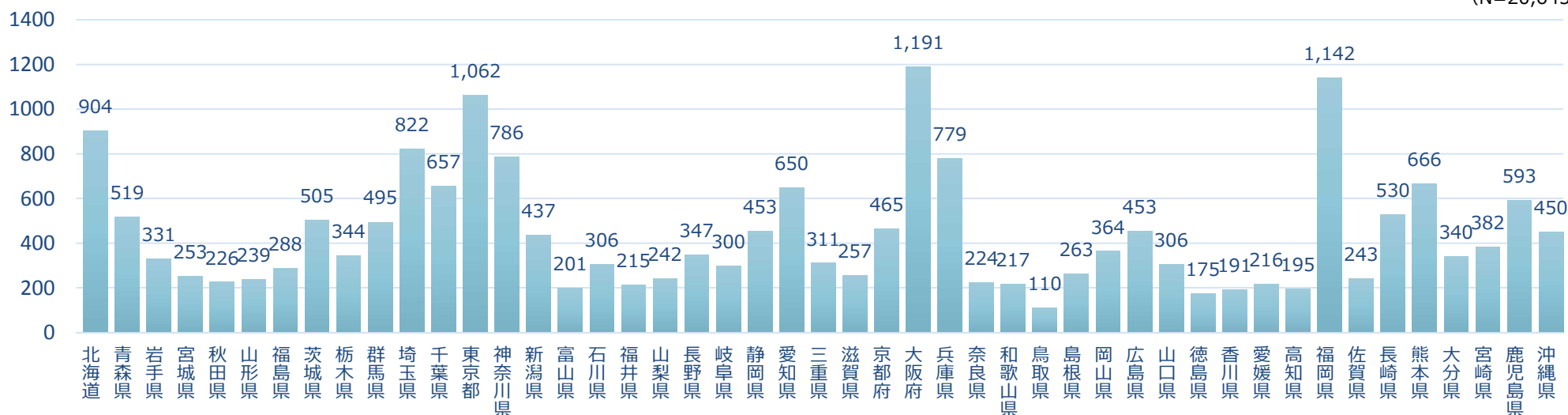


1. 社会福祉法人の状況

1-1. 所在地（主たる事務所）別法人数

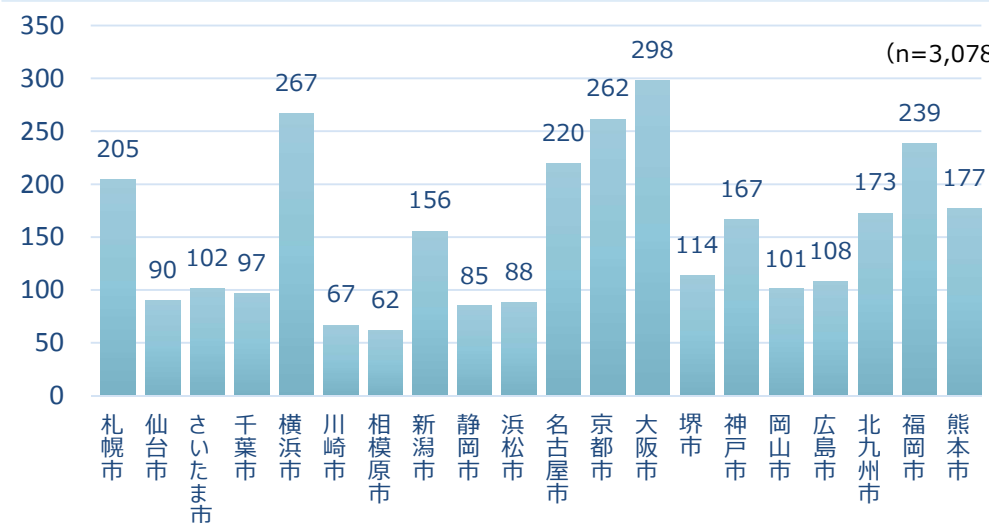
都道府県別法人数

(N=20,645法人)



指定都市別法人数

(n=3,078法人)

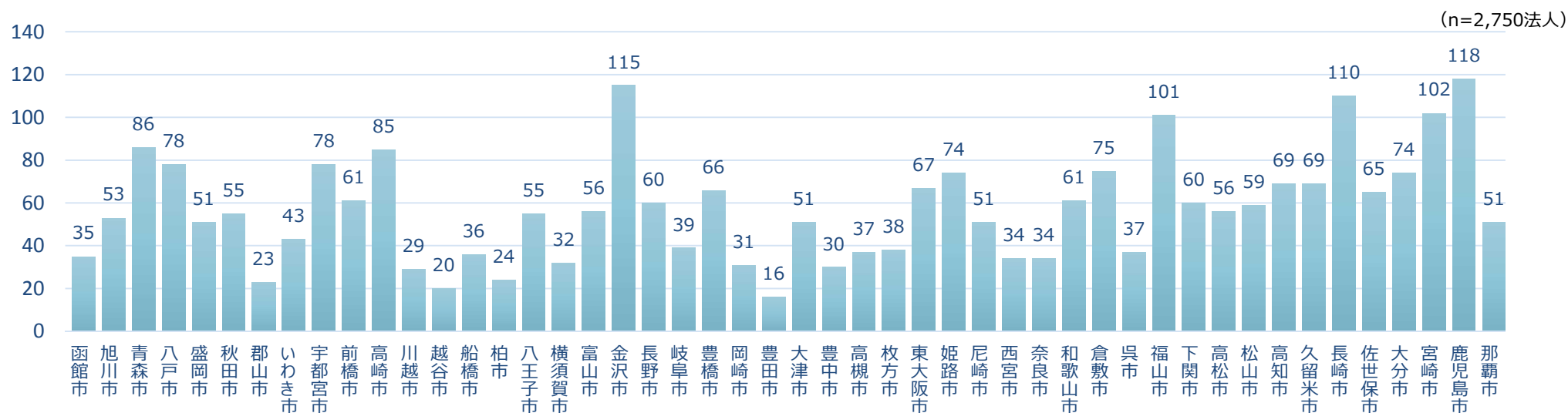


- ・ 都道府県別では、大阪府（1,191）が最も多く、次いで、福岡県（1,142）、東京都（1,062）と続いている。
- ・ 指定都市別では、大阪市（298）が最も多く、次いで、横浜市（267）、京都市（262）と続いている。
- ・ 中核市別（次頁参照）では、鹿児島市（118）が最も多く、次いで、金沢市（115）、長崎市（110）と続いている。

現況報告書等の集約結果について（2 / 6）

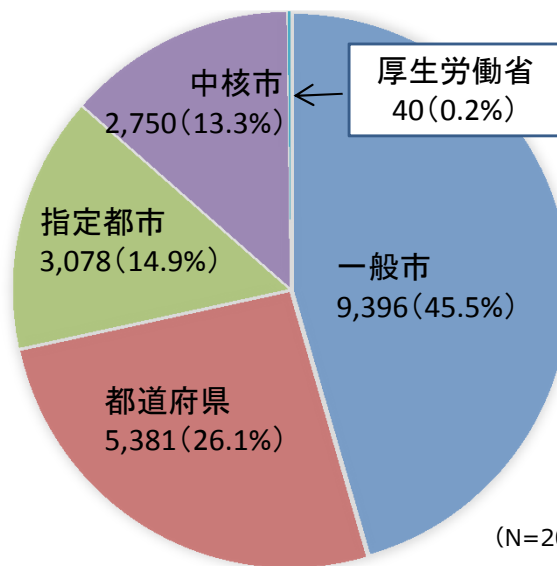
1-1.所在地（主たる事務所）別法人数（つづき）

中核市別法人数



1-2.所轄庁別法人数

区 分	所轄庁数	所管法人数
都道府県	47	5,381
指定都市	20	3,078
中核市	48	2,750
一般市	745	9,396
厚生労働省	1	40
合 計	861	20,645

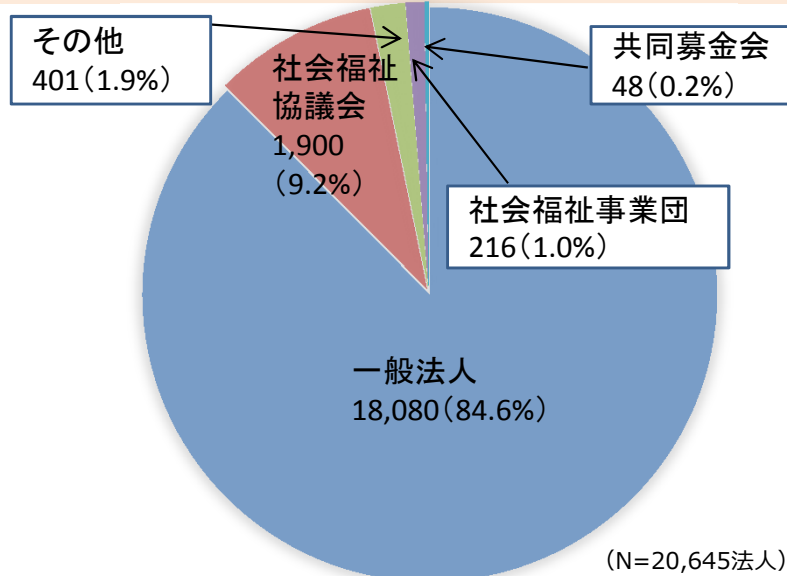


・一般市（45.5%）が最も多く、次いで、都道府県（26.1%）、指定都市（14.9%）、中核市（13.3%）、厚生労働省（0.2%）と続いている。

(N=20,645法人)

1-3.法人種別法人数

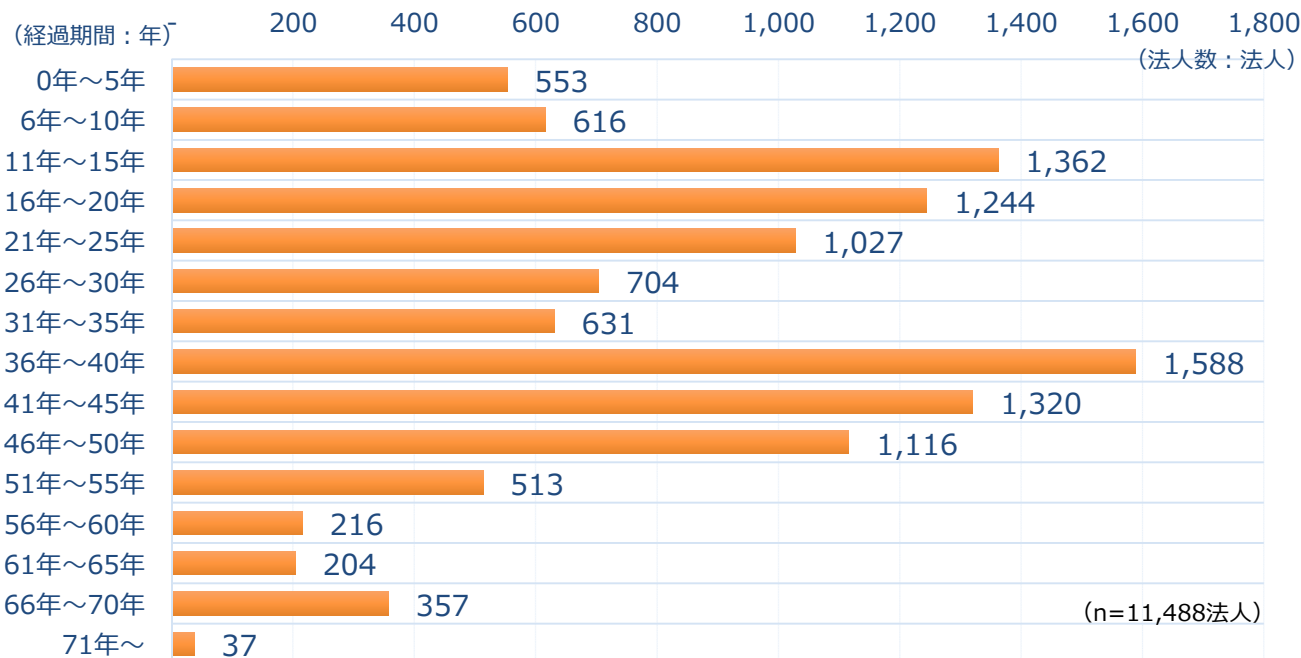
区 分	法人数
一般法人	18,080
社会福祉協議会	1,900
社会福祉事業団	216
共同募金会	48
その他	401
合 計	20,645



- ・ 一般法人（87.6%）が最も高く、次いで、社会福祉協議会（9.2%）、その他（1.9%）、社会福祉事業団（1.0%）、共同募金会（0.2%）と続いている。

「一般法人」とは、施設を経営する社会福祉法人。また「その他」とは、「一般法人」、「社会福祉協議会」、「共同募金会」、「社会福祉事業団」に該当しない法人である。

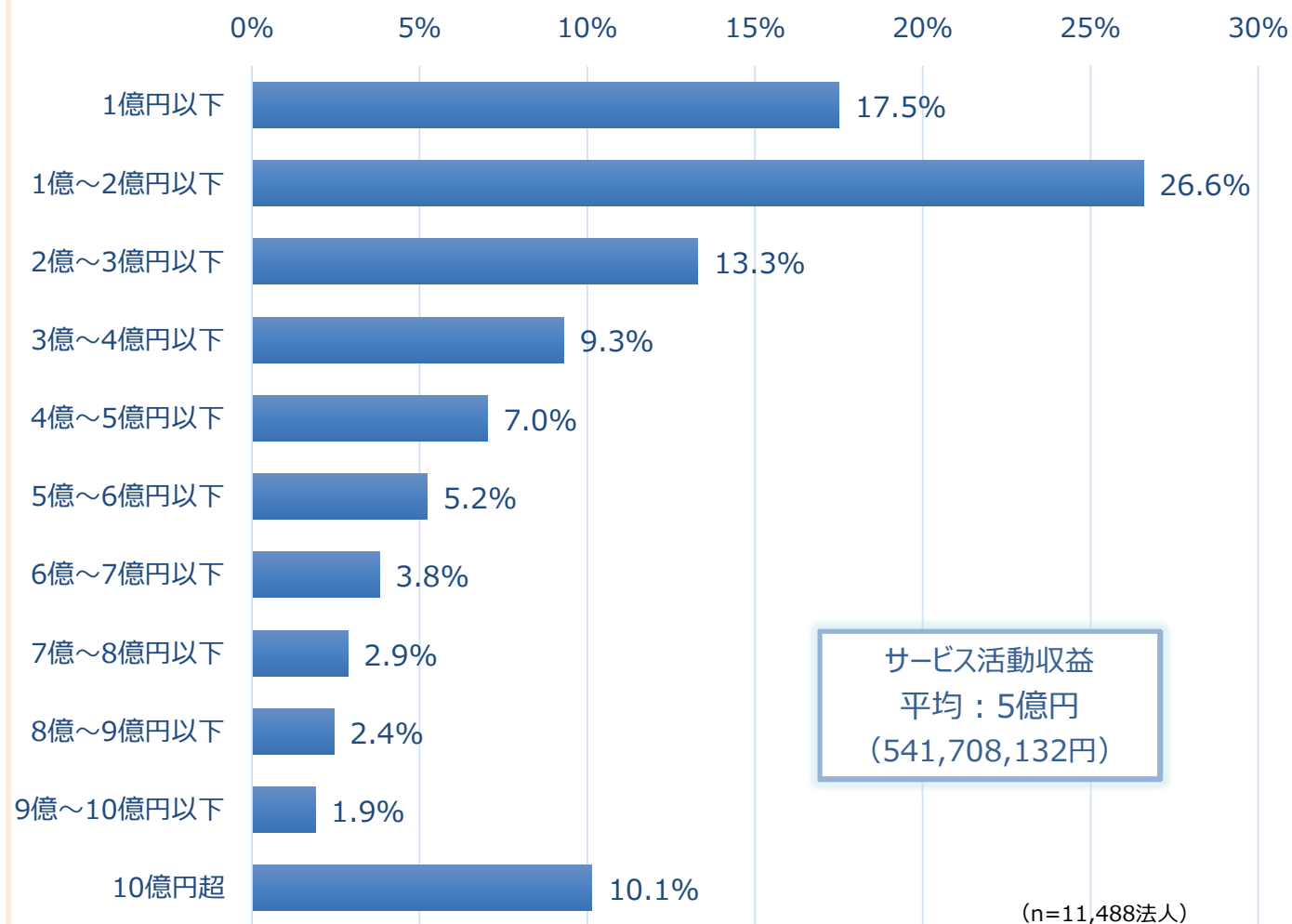
1-4.設立認可からの経過期間別法人数



- ・ 36年～40年（1,588法人）が最も多く、次いで、11年～15年（1,362法人）、41年～45年（1,320法人）と続いている。

2. 社会福祉法人の経営状況

2-1. 「サービス活動収益」の規模別の法人の割合



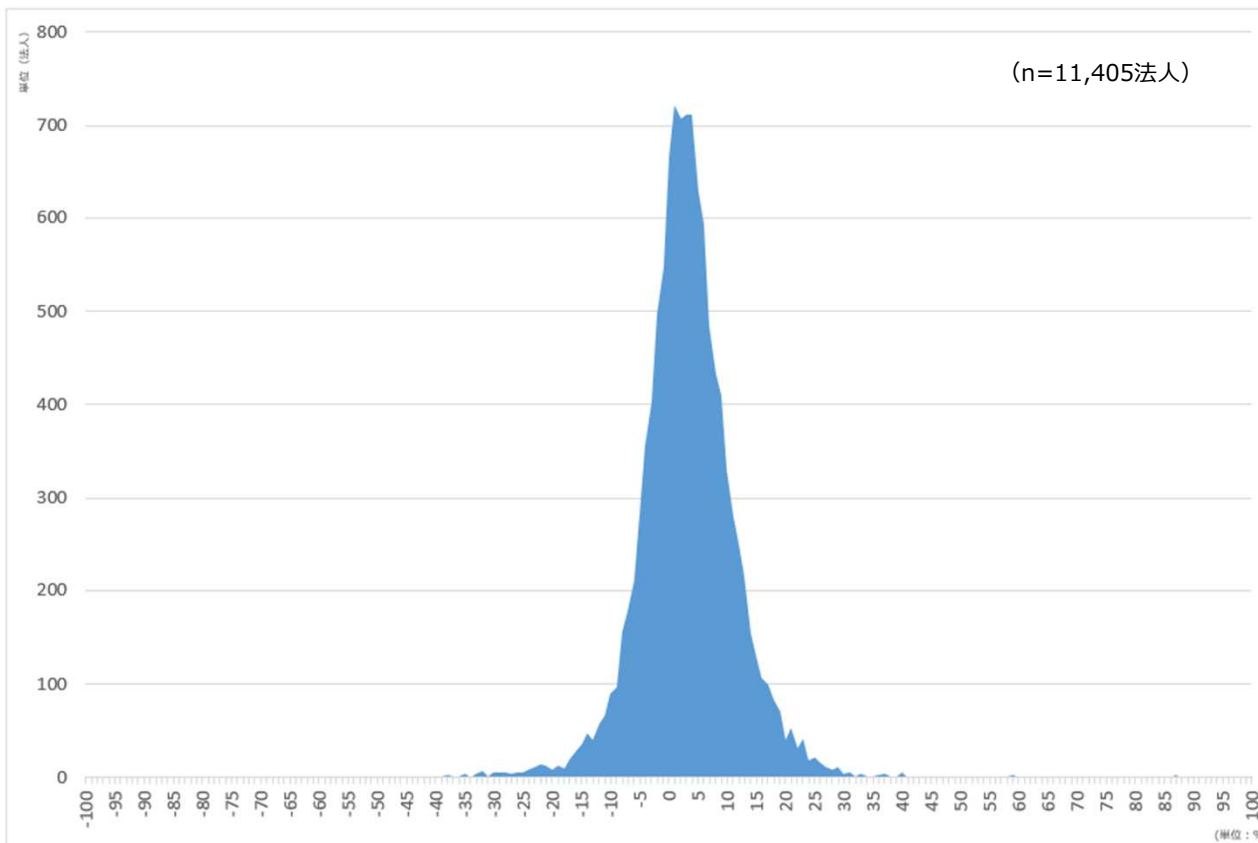
- ・ 1億～2億円（26.6%）が最も多く、次いで、1億以下（17.5%）、2億～3億円（13.3%）と続いている。
- ・ また、サービス活動収益の平均は約5億円である。

2-2. 社会福祉法人の経営状態（全国平均）

経営指標			
<指標をクリック↓>			
経営状態	収益性	経常増減差額率 職員一人当たりサービス活動収益	
	安定性・持続性	短期安定性	
		流動比率	
		当座比率	
		現金預金対事業活動支出比率	
	長期継続性	純資産比率	
		純資産比率（正味）	
		固定長期適合率	
		固定比率	
	資金繰り	借入金償還余裕率	
		借入金償還余裕率（正味）	
		債務償還年数	
		事業活動資金収支差額率	
	合理性	費用	人件費率
			人件費・委託費比率
			事業費比率
			支払利息率
			事務費比率
			減価償却費比率
		資産	正味金融資産額
			正味金融資産・減価償却累計額比率
			積立率
			固定資産老朽化率
			総資産経常増減差額率
			自己収益比率
総資産経常増減差額率			
経営自立性	自己収益比率		

経常増減差額率

全国平均	3.6 %
中央値：	3.4 %
母数：	11,405 法人



※ 経営指標については、日本公認会計士協会（非営利法人委員会）が平成26年7月24日に公表した非営利法人委員会研究報告第27号「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンス改善に向けて～」を参考に集約したものです。

経常増減差額率 【サービス活動収益に対する経常増減差額の割合】

経常増減差額 ÷ サービス活動収益計（％）

社会福祉法人の主目的は利益獲得ではないが、安定的・継続的に福祉サービスを提供するためには、一定の収益性を確保することが重要となる。本指標は、法人の収益性を理解する上での基本的な指標である。

現況報告書等の集約結果について（6 / 6）



社会福祉法人の現況報告書等情報検索

このウェブサイトでは、全国社会福祉法人に関する現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の情報を公表しています。
さまざまな条件で社会福祉法人を検索し、当該法人に関する現況報告書等の情報を閲覧することができます。
※ 現況報告書等の情報については、社会福祉法人が所轄庁へ届出を行った後、7～10日後に公表されます。

地図から探す



新規に追加

社会福祉法人の現況報告書等の集約結果

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより社会福祉法人が所轄庁へ届出を行った現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の内容について集約した結果を公表しています。

集約結果を見る



法人名から探す

例：「〇〇会」

（オプション）住所で絞り込み

例：「〇〇県〇〇市」

検索

事業所名から探す

例：「〇〇事業所」

（オプション）住所で絞り込み

例：「〇〇県〇〇市」

検索

住所から探す

例：「〇〇県〇〇市」

検索

サービスから探す

検索画面へ

法人番号から探す

例：「0123456789012」

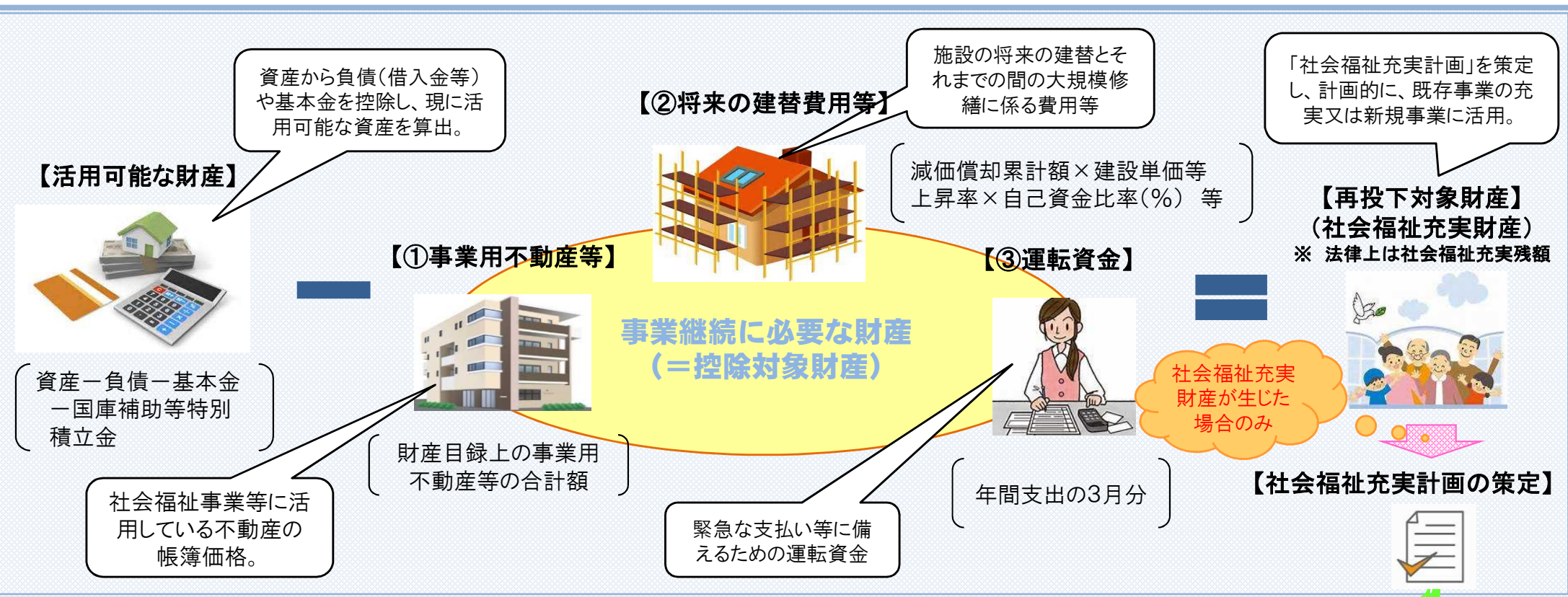
検索

* 本資料は、現段階の集計、公表の項目であることから、HPにて正式に公表する際にはレイアウト等、変更がありえる。

「集約結果を見る」ボタンをクリックすることで、「集約結果」画面に遷移する。

再投下対象財産（社会福祉充実財産）の有効活用について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化する。
- 社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



(社会福祉充実財産の使途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資)

第1順位：社会福祉事業

第2順位：地域公益事業

第3順位：公益事業

再投下対象財産（社会福祉充実財産）の使途について

- 再投下対象財産（社会福祉充実財産）は、法人が社会福祉充実計画を策定することにより、その使途を「見える化」するものであり、法人の自主的な経営判断の下、収益事業を除き、例えば以下のような様々な事業に柔軟に活用が可能である。

【再投下対象財産】 （社会福祉充実財産）



【第1順位：社会福祉事業】

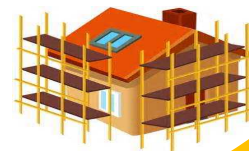
【職員処遇の改善】



【新たな人材の雇入れ】



【既存建物の建替】



等

原則、社会福祉充実財産の全額について、5年間で計画的に再投資。ただし、合理的な理由がある場合は、計画期間を10年まで延長可能。

【第2順位：地域公益事業】

【単身高齢者の見守り】



【制度の狭間に対応する包括的な相談支援】



等

【移動支援】



【第3順位：公益事業】

【介護人材の養成事業】



【ケアマネジメント事業】



等

【配食事業】



※ 地域公益事業は、支援が必要な者に対して、無料又は低額で行う福祉サービスをいう。

※ 公益事業は、地域公益事業以外の公益事業をいう。

① 既存事業の充実又は新規事業の開設のいずれにも充てることが可能。

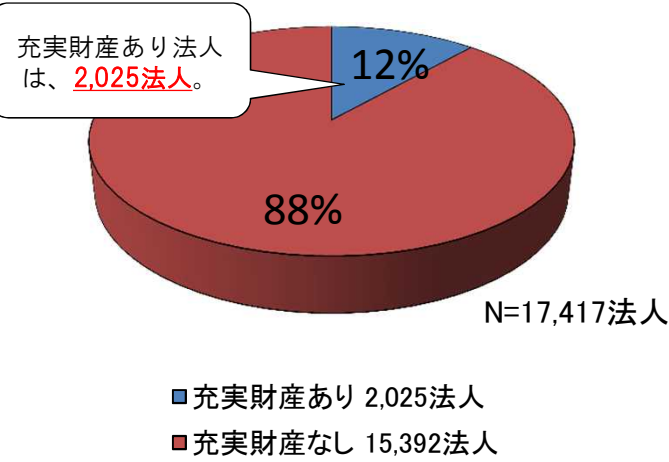
② 社会福祉充実財産に加え、控除対象財産等を組み合わせて、事業を実施することも可能。

③ 社会福祉充実財産は毎年度見直しを行い、当該財産額の変動等に応じて使途の変更が可能。

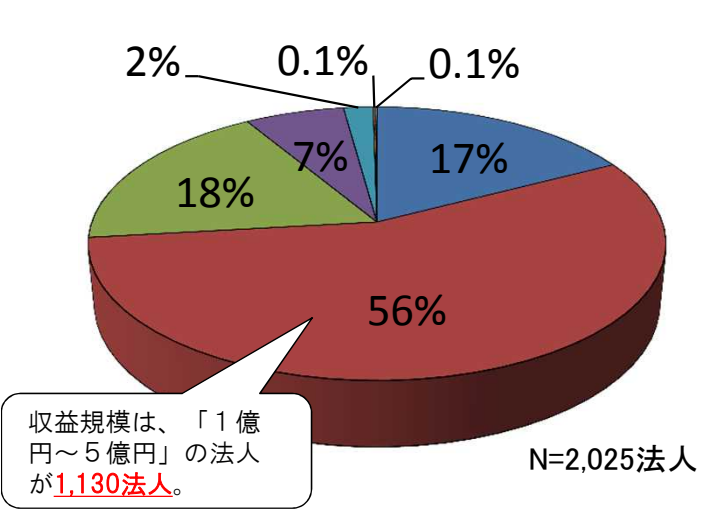
平成29年度における「社会福祉充実計画」の策定状況等について

- 社会福祉法人においては、平成29年度から、毎会計年度、その保有する財産から事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除する計算を行い、これを上回る財産（社会福祉充実財産）が生じる場合には、既存事業の充実又は新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定し、これに従って当該財産を再投下しなければならないこととされている。
- 以上を踏まえ、所轄庁を通じて、平成29年度における社会福祉充実計画の策定状況等について、本年7月1日時点で調査を行ったところ、以下のような結果であった。（有効回答17,417法人／調査対象20,625法人）

1. 社会福祉充実財産の有無



2. 社会福祉充実財産が生じた法人の収益規模別法人数



4. 社会福祉充実計画で実施する事業の種類

社会福祉事業	地域公益事業	公益事業	合計
4,116	123	120	4,359
94%	3%	3%	

3. 社会福祉充実財産が生じた法人の社会福祉充実計画の内容

事業内容	事業数	割合
新規事業の実施	625	14%
職員給与、一時金の増額	547	13%
研修の充実	394	9%
既存事業の定員、利用者の拡充	80	2%
既存事業のサービス内容の充実	283	7%
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	324	7%
既存施設の建替、施設整備	1,692	39%
その他(職員の福利厚生)	128	3%
その他(上記以外)	286	7%
合計	4,359	

「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設され、平成28年4月から施行されている。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条 (略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金の福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

【社会福祉法人】



地域における公益的な取組

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)

(留意点)
社会福祉と関連のない事業は該当しない



(留意点)
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

- ③ 無料又は低額な料金の提供されること

- ② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)



(留意点)
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

- 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

「地域における公益的な取組」の取組状況について

- 「地域における公益的な取組」については、これまでも地域の実情に応じて現に多様な取組が行われてきたところであるが、平成29年度においては、例えば以下のような取組がなされており、平成28年改正社会福祉法を踏まえ、各地域において広がりを見せてきている。
- 厚生労働省においては、各法人において、「地域における公益的な取組」に円滑に取り組むことができるよう、環境整備に努めるとともに、各地域における取組事例の収集を行いつつ、優良事例の周知等に努めていく。

（制度外サービスの創出）

- ・ 日常生活上の支援を必要とする高齢者等に対して、サポーターとして登録された地域住民を派遣し、見守りや家事援助などのサービスを提供
- ・ 草取り、院内付添、大掃除など介護保険外のサポートの実施
- ・ 地域住民の参加を募り、単身高齢者に対する「雪かき応援隊」活動を実施
- ・ 障害のある利用者の日中活動の一環として、地域住民の日常生活の困りごとのお手伝い活動を実施

（各種相談窓口の設置）

- ・ 同一区内で事業を展開する26の法人が共同で無料相談窓口を開設
- ・ 成年後見制度活用推進窓口を設置し、週1日の頻度で相談担当者を配置

（移動支援）

- ・ 地域と市の中心街を結ぶ送迎バスの運行

（地域住民に対する普及啓発）

- ・ 地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のノウハウを伝達する塾を開講

（地域住民相互の交流支援・ニーズ把握）

- ・ 地域の空き家を活用し、単身高齢者や認知症高齢者の外出・安らぎの場の提供
- ・ 商店街に高齢者の居場所となるサロンを開設し、地域の高齢者ニーズを把握
- ・ 自宅にひきこもりがちな地域住民を清掃等のボランティア活動に参加させるとともに、施設給食を無償で提供

会計監査人設置義務の範囲について

会計監査人設置義務法人

- 会計監査人設置の基準については、最終会計年度の収益30億円／負債60億円を超える法人。
- 会計監査人の導入は、今回の改革の柱の一つであり、しっかりとした監査体制を構築し、社会福祉法人への信頼を確立するとともに、法人の経営力強化・効率的な経営の観点からも、一定の規模を超える社会福祉法人に会計監査人による監査を義務付け、ガバナンスの強化、財務規律の強化を図ることが重要である。
- 会計監査人の導入については、①選任までに、予備調査を含め、一定の期間が必要であるほか、②監査を受ける社会福祉法人及び監査を実施する公認会計士等の双方において、会計監査人制度・社会福祉法人制度等への理解及び態勢整備等の準備が必要である。
- 会計監査人制度を円滑に導入し、より多くの社会福祉法人に安定的に根付かせていくためには、段階的に制度を導入することが適当であり、具体的には、以下のとおり。

- ・ 平成29年度、平成30年度は、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人
 - ・ 平成31年度、平成32年度は、収益20億円を超える法人又は負債40億円を超える法人
 - ・ 平成33年度以降は、収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人
- と段階的に対象範囲を拡大。

ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

会計監査人設置義務のない法人

収益30億円（負債60億円）以下の法人

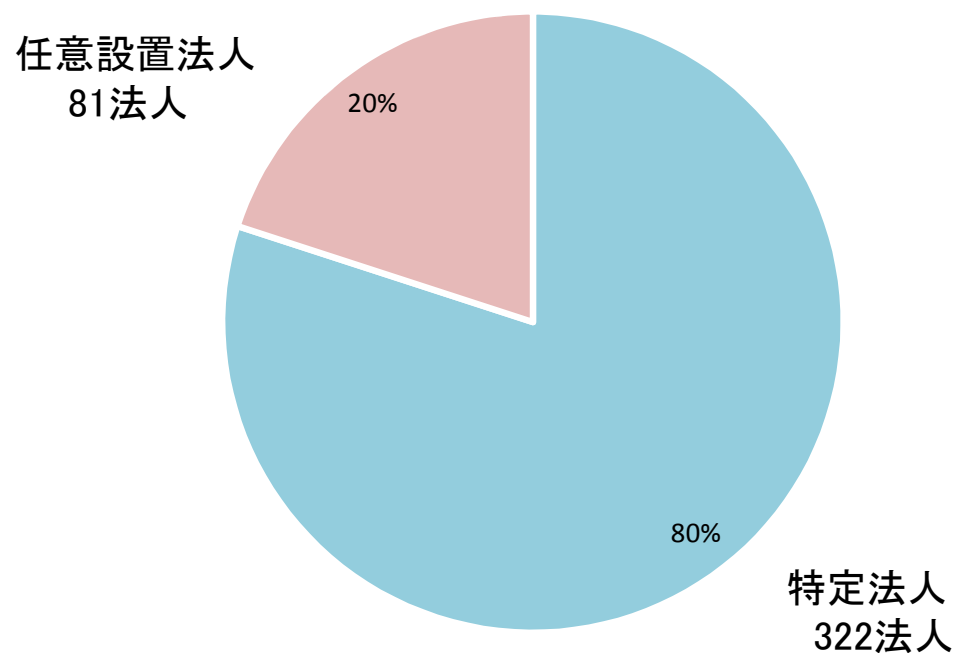
収益10億円（負債20億円）～収益30億円（負債60億円）の範囲の法人については、段階施行により、会計監査人設置義務の対象としていくことを予定している。（ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の会計監査の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。）

平成29年度（10月1日時点）会計監査人設置状況調査（1 / 2）

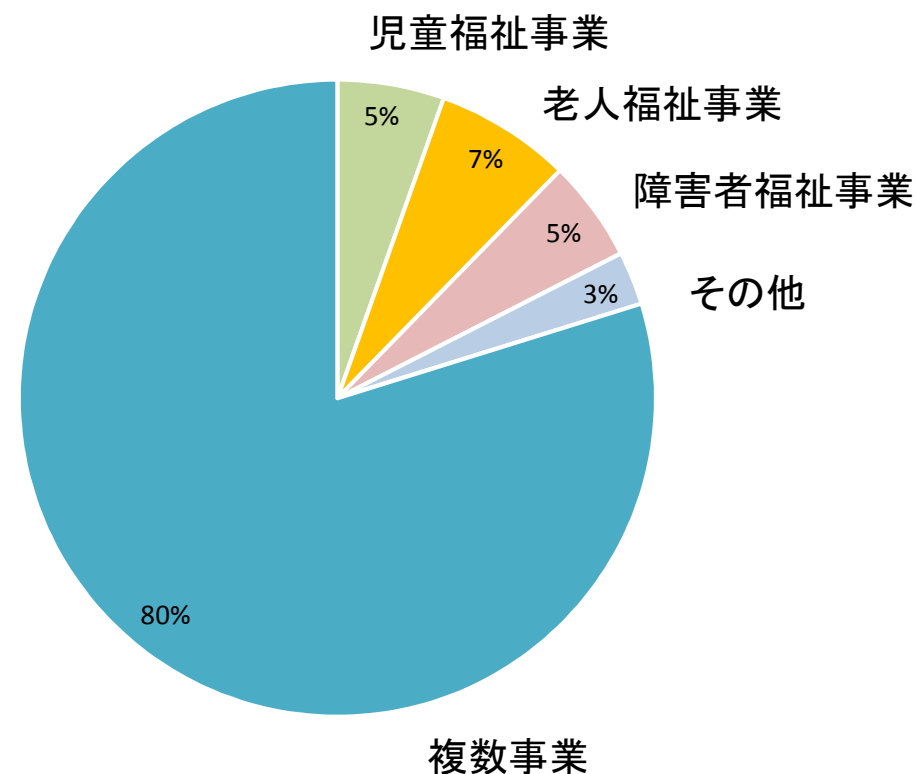
①会計監査人設置法人数割合

403法人／20,665法人

※法人総数は平成28年度末現在（福祉行政報告例）



②会計監査法人の事業区分割合



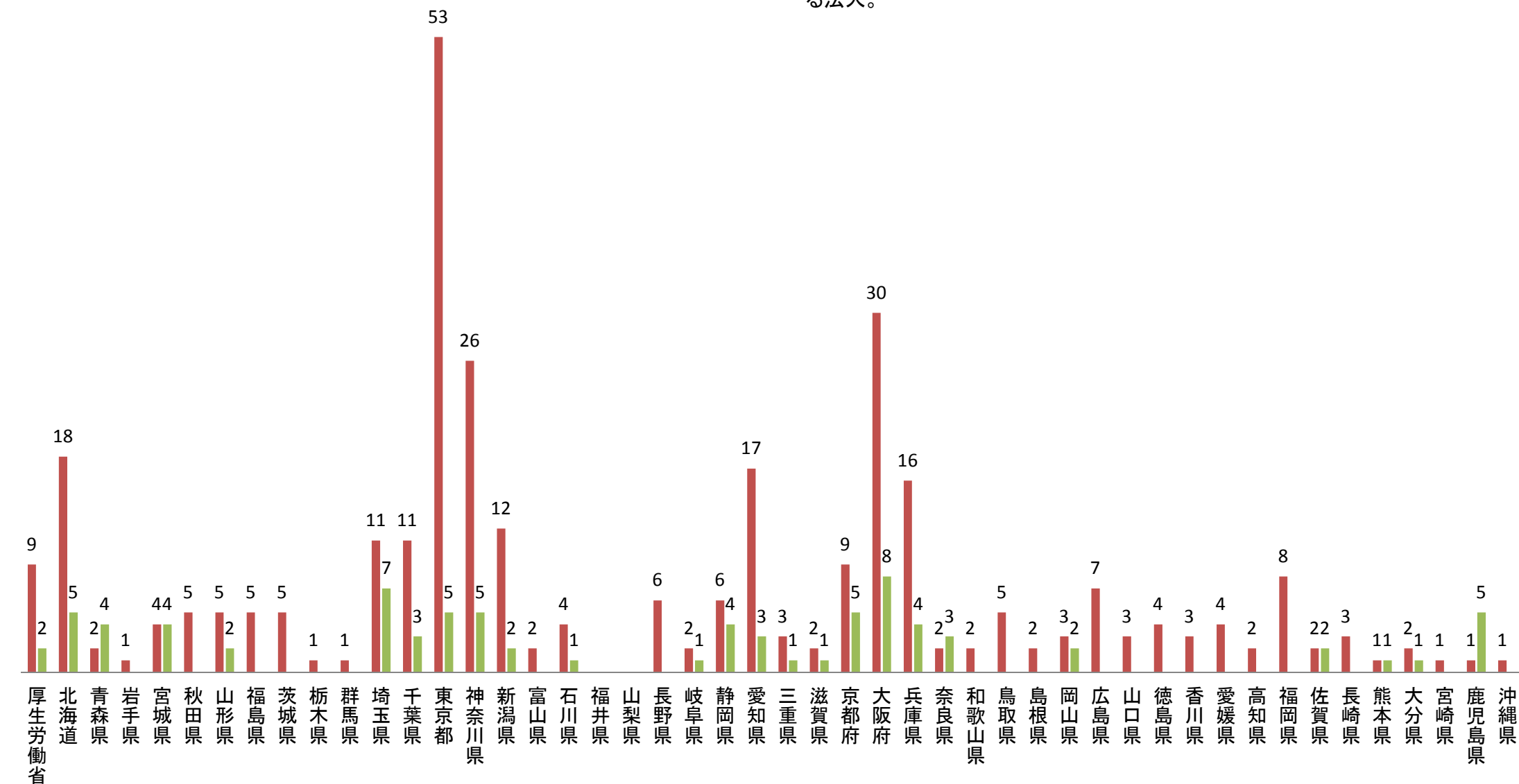
※特定法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。

平成29年度（10月1日時点）会計監査人設置状況調査（2 / 2）

③都道府県別会計監査人設置数一覧

■ 特定法人 ■ 任意設置法人

※特定法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。



社会福祉法人の指導監査の見直しに関する取組

指導監査について、団体、自治体と意見交換を行い、必要に応じて指導監査要綱等の見直しや監査を行う所轄庁職員に対する研修会を実施する。

平成29年度

<通知等>

- 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日付局長連名通知)を発出し、会計監査人設置等による監査周期の延長等、指導方法の標準化等の措置を実施
- 「指導監査ガイドライン」を示し、法令等の確認事項(チェックポイント)、確認を行う際に着目すべき点(着眼点)、文書指摘等を行う基準(指摘基準)等を明示

※ 通知発出にあたっては、関係団体及び自治体との意見交換を踏まえるとともにパブリックコメントを実施。

<研修会>

- 所轄庁(一般市も含む)職員に対する新指導監査実施要綱に関するブロック別担当者研修会の開催【5月～6月に北海道・東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州の全6ブロック】

<意見交換会>

- 関係団体(5団体)、自治体(10自治体)と指導監査に関する実施状況の把握及び効率的・効果的な実施に向けた意見交換会を実施【12月(予定)】

平成30年度以降

- 所轄庁職員に対する研修の実施 【29年度の実施状況を踏まえて検討】
- 指導監査に関する関係団体、自治体との意見交換 【年度内】

社会福祉法人に対する指導監督の見直しについて

現状と課題

- ・ 監査事項に関して、具体的な確認内容や指導監査の基準が示されていないことから、所轄庁の指導が地域により異なる規制や必要以上に厳しい規制（ローカルルール）が存在している。
- ・ 地域の多様な福祉ニーズに対応していくためには、法人の自主性・自律性を尊重する必要がある。
- ・ 社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化を図るため、会計監査人監査が導入されるが、所轄庁監査との関係性を整理する必要がある。



規制改革（H26.6.24閣議決定）

- ・ 所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。
- 工程表に基づき、監査のガイドラインを平成29年4月に策定するとともに、平成29年5月から6月にかけて所轄庁に対する人材育成のための研修会を実施する。

附帯決議

- ・ 指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていることから、所轄庁に対し適切な支援を行う。
- ・ 指導監督に係る国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。

見直しの方向性

<考え方>

社会福祉法人に対する指導監督については、ガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、国の基準を明確化（ローカルルールのは正）し、指導監査の効率化・重点化を図る。

<対応>

①指導監査要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知

- ・ 法令、通知等で明確に定められた事項を原則とし、監査事項の整理・簡素化を図る。併せて、監査の確認事項や指導監査の基準を明確化したガイドラインを作成し、所轄庁へ通知するとともに法人にも周知を図る。

②会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化

- ・ 指導監査要綱の見直しの際、会計監査人監査において確認する会計管理に関する監査事項の重複部分の省略を可能とし、監査の重点化を図る。

③監査周期等の見直しによる重点化

- ・ 前回の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化等が図られている等、良好と認められた法人に対する監査の実施周期を延長。一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、毎年度監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

④監査を担う人材の育成

- ・ 社会福祉法人に対する指導監査が法定受託事務であることを踏まえ、監査ガイドライン等により、所轄庁職員を育成するためのプログラムを作成し、平成29年度より研修を実施する。

指導監督の見直しに向けた団体、自治体との意見交換の実施

- ・ 監査要綱及び監査周期の見直し等に当たり、関係団体及び自治体の意見を踏まえ検討。また、制度施行後も不断の見直しに向けた意見交換を実施。

參考資料

「社会福祉充実財産」の算定式

- 社会福祉充実財産については、貸借対照表等の財務諸表を用いて、全ての社会福祉法人が公平かつ簡素に算定することができるよう、以下のとおり算定式を定める。

【①活用可能な財産】

資産－負債－基本金
－国庫補助金等特別積立金

【社会福祉充実財産】

$$〔=①-（②+③+④）〕$$

【控除対象財産】

②社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

③再取得に必要な財産

④必要な運転資金

社会福祉充実計画を策定し、
原則5年間（最大10年間）で
既存事業や新規事業に再投資



財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円－対応基本金〇円－国庫補助金等特別積立金〇円－対応負債〇円

〈ア 将来の建替に必要な費用〉

（建物に係る減価償却累計額〇円 × 建設単価等上昇率） × 一般的な自己資金比率**22%**又は**建設時の自己資金比率（22%を上回る場合）**

〈イ 建替までの間の大規模修繕に必要な費用〉

（建物に係る減価償却累計額〇円 × 一般的な大規模修繕費用割合**30%**）－過去の大規模修繕に係る実績額〇円

〈ウ 設備・車両等の更新に必要な費用〉

減価償却の対象となる建物以外の固定資産に係る減価償却累計額の合計額〇円

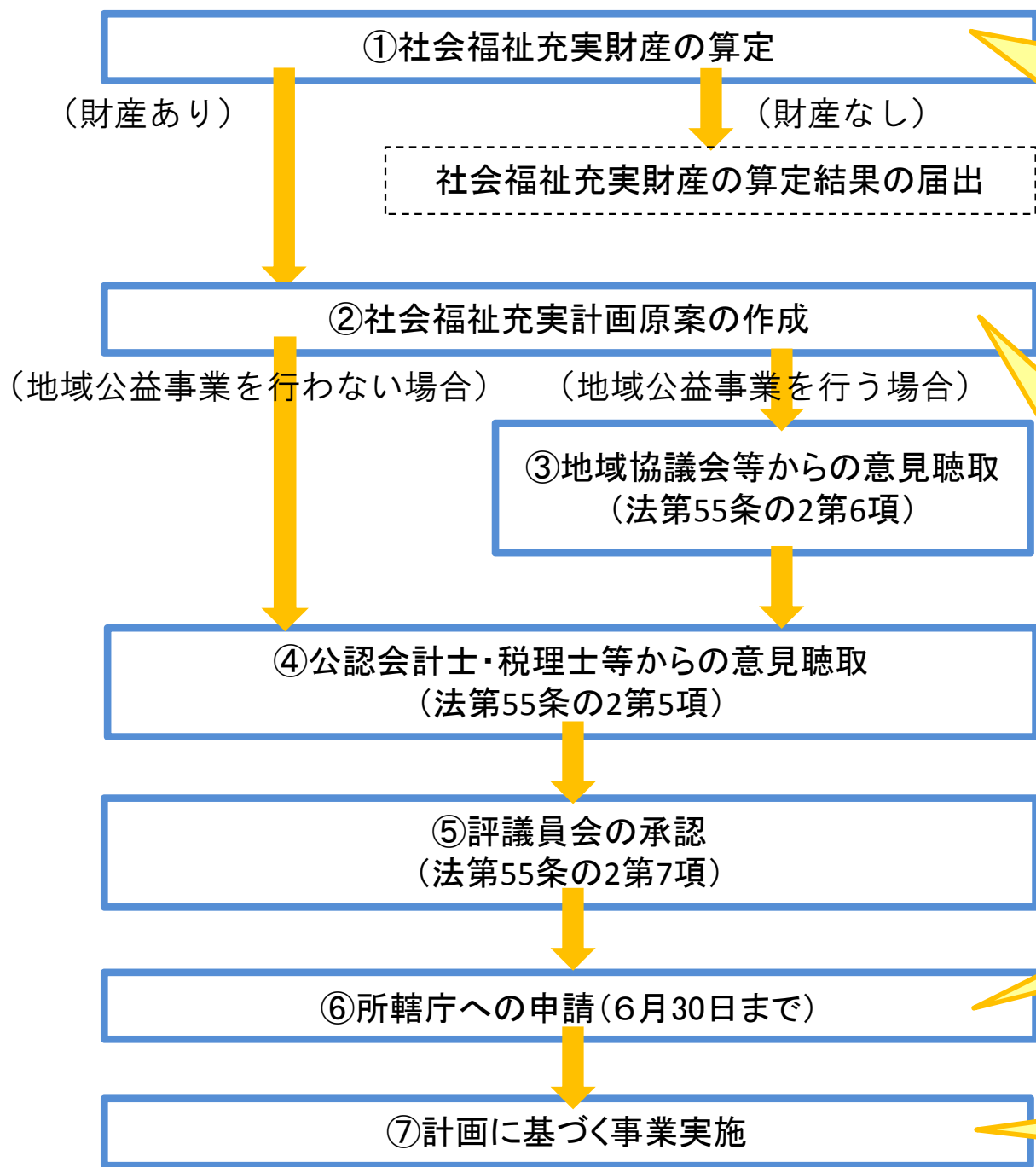
年間事業活動支出の3月分〇円

「社会福祉充実計画」の概要

- 社会福祉充実計画については、社会福祉充実財産が生じる場合に、法人が当該財産の再投下を進めていく上で、地域住民等に対し、その用途を「見える化」するとともに、地域のニーズ等を踏まえた計画的な再投下を促す観点から、策定するもの。

事項	社会福祉充実計画のポイント
計画の記載内容	① 法人の基本情報 ② 社会福祉充実残額の推移 ③ 各年度における事業概要及び事業費 ④ 資金計画 ⑤ 事業の詳細 等
計画の実施期間等	原則５年で社会福祉充実財産の全額を再投下。 これにより難しい合理的な理由がある場合は、計画の実施期間を１０年まで延長可。 また、実施期間の範囲で、事業の開始時期や終了時期、事業費は法人が任意に設定。
計画に位置付けるべき事業の種類	以下の順に、その実施を検討し、実施する事業の概要、事業費積算等を記載。 ① 社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業） ② 地域公益事業（日常生活又は社会生活上の支援を必要とする住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業） ③ ①及び②以外の公益事業
計画の公表	計画を策定し、所轄庁に承認を受けた場合等には、法人のホームページ等において公表。 また、当該計画による事業の実績についても、毎年度公表に努める。

「社会福祉充実財産」の算定及び「社会福祉充実計画」のポイント



【ポイント1】

- 社会福祉充実財産は、毎年度算定することが必要であり、一度算定した財産額が永続的に固定されるものではない。

【ポイント2】

- 控除対象財産は、社会福祉充実財産の算定上の計算ルールであり、實際上又は会計上の用途を限定するものではない。

【ポイント3】

- 計画の策定はあくまで社会福祉充実財産の用途を「見える化」するために行うもの。
- 計画の内容は、地域の福祉ニーズを踏まえつつも、最終的には法人が自主的に判断。
- 社会福祉充実財産は、収益事業を除き、職員処遇の改善や建物の建替など既存事業の充実又は新規事業の展開など、多様な用途に活用可能。

【ポイント4】

- 計画は、原則、社会福祉充実財産の全額について、5年で活用。ただし、合理的な理由がある場合には、計画期間の10年までの延長が可能。

【ポイント5】

- 所轄庁は、法人の自主性を最大限尊重し、計画が明らかに不合理な内容を伴うものでない限り、承認する。

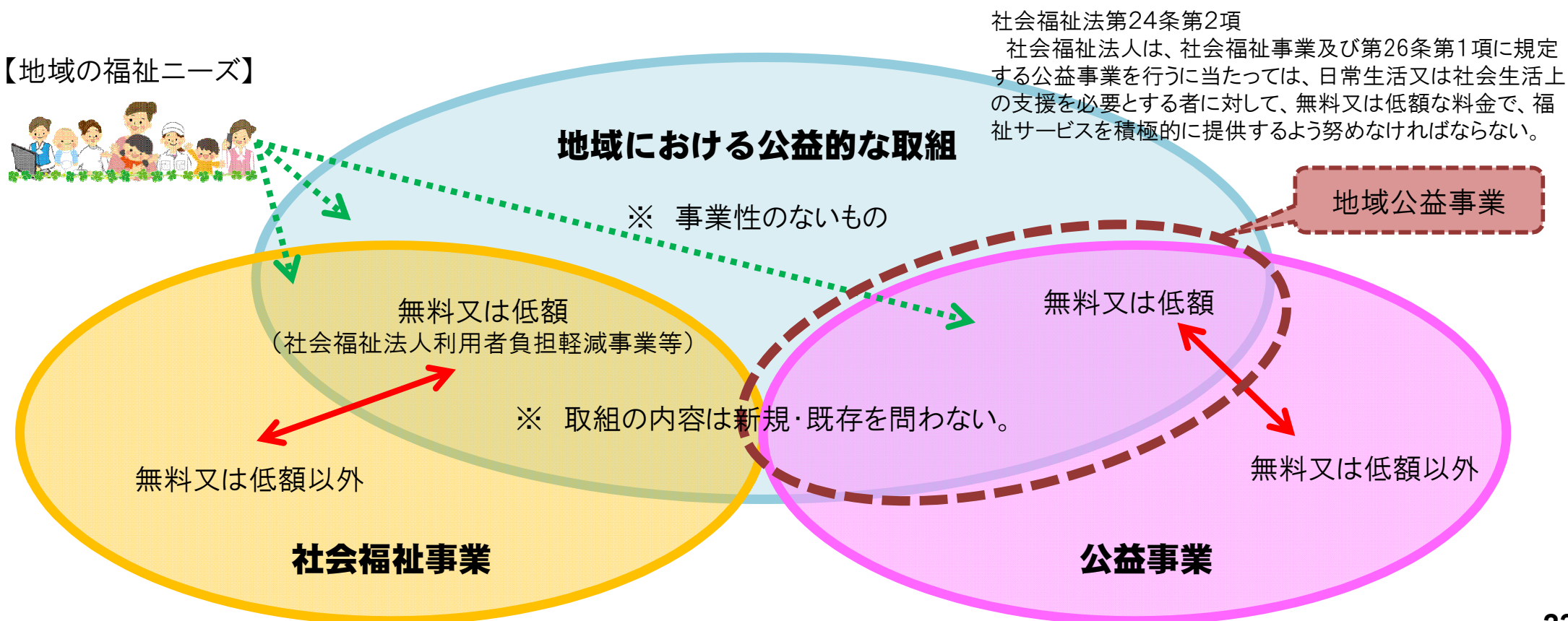
【ポイント6】

- 計画は、社会福祉充実財産の増減など状況の変化に応じて、柔軟に変更が可能。

改正社会福祉法第24条第2項について

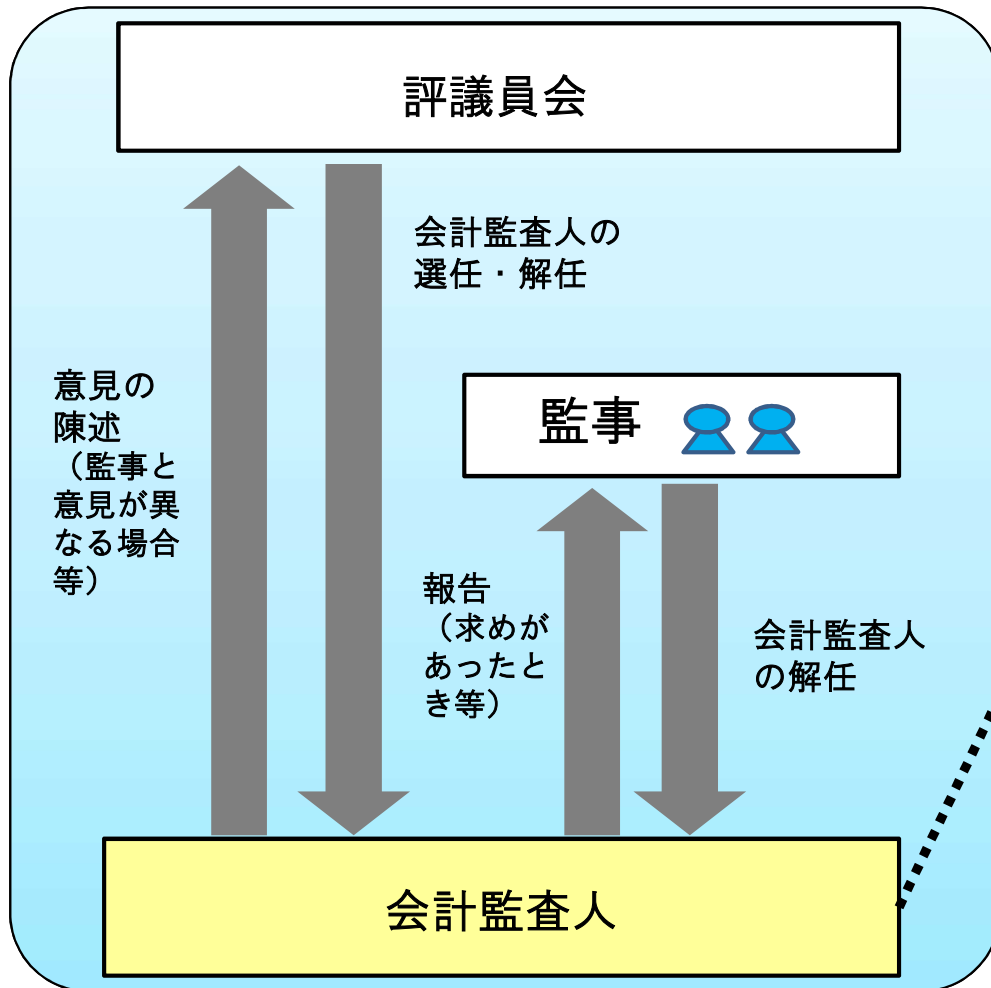
- 社会福祉法人は、税制優遇措置が講じられている公益性の高い法人として、社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすのみならず、他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することが求められる法人であり、こうした公益性・非営利性を備えた法人本来の在り方を徹底する観点から、この本旨を明確化し、責務として位置付けたもの。
- 既に全国の社会福祉法人において実施されているものも多くあり、本責務規定の創設をもって、必ずしも新たな取組の実施を義務付けるものではない。
- その取組内容は、法人の経営方針や地域の福祉ニーズに応じて様々であることが考えられるが、法24条第2項の規定に反しない限りは、法人の自主性に委ねられるべきものであることに留意が必要。

【地域の福祉ニーズ】



会計監査人について

- 会計監査人（公認会計士又は監査法人）は、計算書類等の監査を行う。
- 会計監査人を置く法人では、計算書類等は、理事会の承認を受ける前に、監事と会計監査人による二重の監査を受けることになる。ただし、会計監査人による計算書類等の監査が適正に行われているときは、監事は計算書類等の監査を省略できる。



【会計監査人の権限（主なもの）】

- ・ 計算書類等の監査
- ・ 会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求（理事、使用人に対し）
- ・ 定時評議員会における意見の陳述（計算書類の適合性について監事と意見が異なる場合）

【会計監査人の義務（主なもの）】

- ・ 善管注意義務（→理事と同じ）
- ・ 監事への報告義務（理事の不正行為、法令・定款違反の重大な事実を発見したとき、監事からの求めがあったとき）
- ・ 定時評議員会における意見の陳述（会計監査人の出席を求める決議があったとき）

【会計監査人の責任】

- ・ 損害賠償責任については理事と同じ。刑事罰については、贈収賄罪は適用あり。

※ 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人である（施行令第13条の3）。

社会福祉法根拠法令

社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

（会計監査人の設置義務）

第37条 特定社会福祉法人（その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人をいう。第46条の5第3項において同じ。）は、会計監査人を置かなければならない。

社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）（抄）

（特定社会福祉法人等の基準）

第13条の3 法第37条及び第45条の13第5項の政令で定める基準を超える社会福祉法人は、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人とする。

- 一 最終会計年度（各会計年度に係る法第45条の27第2項に規定する計算書類につき法第45条の30第2項の承認（法第45条の31前段に規定する場合にあつては、法第45条の28第3項の承認）を受けた場合における当該各会計年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。）に係る法第45条の30第2項の承認を受けた収支計算書（法第45条の31前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された収支計算書）に基づいて最終会計年度における社会福祉事業並びに法第26条第1項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額が30億円を超えること。
- 二 最終会計年度に係る法第45条の30第2項の承認を受けた貸借対照表（法第45条の31前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された貸借対照表とし、社会福祉法人の成立後最初の定時評議員会までの間においては、法第45条の27第1項の貸借対照表とする。）の負債の部に計上した額の合計額が60億円を超えること。

社会福祉法施行規則（昭和26年省令第28号）

（最終会計年度における事業活動に係る収益の額の算定方法）

第2条の6 令第13条の3第1号に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）第7条の2第1項第二号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書の当年度決算(A)の項サービス活動収益計(1)欄に計上した額とする。

会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）について

計算書類及び附属明細書に関する証明範囲について

【計算書類】

①法人単位

【第1様式】

- 法人単位貸借対照表
- 法人単位資金収支計算書
- 法人単位事業活動計算書

②事業区分別

【第2様式】

- 貸借対照表内訳表
- 資金収支内訳表
- 事業活動内訳表

【第3様式】

- 事業区分貸借対照表内訳表
- 事業区分資金収支内訳表
- 事業区分事業活動内訳表

③拠点区分別

【第4様式】

- 拠点区分貸借対照表
- 拠点区分資金収支計算書
- 拠点区分事業活動計算書

【附属明細書】

- ・借入金明細書
- ・寄附金収益明細書
- ・補助金事業等収益明細書
- ・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
- ・事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書
- ・基本金明細書
- ・国庫補助金等特別積立金明細書

法人単位の計算書類
及びそれに対応する
附属明細書の各項目を
証明範囲とする。

- ・基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書
- ・引当金明細書
- ・拠点区分資金収支明細書
- ・拠点区分事業活動明細書
- ・積立金・積立資産明細書
- ・サービス区分間繰入金明細書
- ・サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書
- ・就労支援事業別事業活動明細書
- ・就労支援事業製造原価明細書
- ・就労支援事業販管費明細書
- ・就労支援事業明細書
- ・授産事業費用明細書

※ 法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分別の積み上げであることから、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても留意し、監査手続が実施されることとなるが、社会福祉法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査が行われることに留意すること。

会計監査人設置義務のない法人における専門家の活用

社会保障審議会福祉部会報告書（平成27年2月12日）

【会計監査人の設置の義務付けの対象とならない法人に対する対応】(抄)

会計監査人の設置の義務付けとならない法人については、

・公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に係る態勢整備状況の点検等

◆「社会福祉法人の認可について」（最終改正：平成28年11月11日付 局長通知）

6 法人の組織運営に関する情報開示等(抄)

- (1) 会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人(以下、専門家)を活用することが望ましいこと。

なお、法人が会計監査を受けた場合、専門家を活用した場合又は福祉サービス第三者評価事業を受審した場合において、法人が、法第59条の規定による所轄庁への届出と合わせて当該会計監査報告の写し、当該専門家の活用に関する結果報告書の写し又は当該福祉サービス第三者評価事業の受審結果の写しを所轄庁に提出したときは、実地監査(中略)について…、法人の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。

◆「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」

(平成29年4月27日付 局長通知)

税理士、公認会計士等専門家による支援を受けた場合に所轄庁の判断により監査周期の延長等が可能

取組内容	延長期間
大きな問題が認められない法人	3年に1回を原則
会計監査人等を置く法人	5年に1回まで延長可
専門家による支援を受けた法人	4年に1回まで延長可

※ その他苦情解決の取り組み等を行っている場合にも延長可能。また、監査事項の省略が可能(所轄庁の判断)。

◆「会計監査及び専門家による支援等について」 (平成29年4月27日付 課長通知)

専門家の支援の具体的内容等について規定

＜財務会計に関する内部統制の向上に対する支援の例＞

・法人全般の統制(ガバナンス体制、各種規程・業務手順の整備等)
・各種事業の統制(購買、固定資産、資金管理、人件費、収益、在庫管理等の各業務のリスクへの対応手続支援等)
・決算の統制(決算・財務報告に関する規程整備、決算業務体制、計算書類等の確定作業等に対する支援等)

＜財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援の例＞

・法人が作成する計算書類等の会計基準との整合性の点検及び改善支援
・経理体制の現状把握、効率化等改善に対する支援 等